

開催日時：2002年11月13日（水） 13：30～17：00

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数：委員 39 名（うち委員会委員 19 名）、河川管理者 21 名、一般傍聴者 167 名

1 決定事項

- ・提言のとりまとめの進め方、および、河川管理者としての府県との意見交換について、運営会議にて対応を検討する。

2 審議の概要

淀川水系流域委員会 提言(修正素案)に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、資料2-2-1「提言(修正素案 021113 版)」について説明が行われ、各部会での提言(021028 版)に関する意見交換について、各部会長から報告が行われた。その後、全委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・流域委員会の使命は、理念の転換とそれを実現するための原理原則を明確にすること。修正素案 021113 版の「4-6(1) 基本的な考え方」は明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。
- ・重要な部分の修正については、何故修正されたのか、その根拠についても教えて欲しい。
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをすとの合意が得られたと理解している。修正素案 021113 版には、それが全く反映されていない。
- ・ダムの選択について、条件付きの曖昧な記述にしていれば、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。
- ・修正素案 021113 版は、これまでの部会の議論とは異なる内容となっているように感じる。今後、委員会全体の意見として、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、明確にしておかなければならない。

住民意見の聴取・反映に関する提言に関する意見交換

一般意見聴取 WG リーダーの三田村委員から資料2-3-1「住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取 WG 素案 021101 版)」について報告が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破していくのかを明確にすることが重要である。具体的な記述が必要だろう。例えば、公聴会・セミナー・現地見学会の使い分けや、NPO・NGO・住民にどう役割を分担して権限を与えていくかについても、提言していかなければならない。
- ・河川管理者が河川整備計画策定時および策定後に行うべき施策に関する記述(3-2、3-3)は、河川整備に関する提言にも記述する必要がある。

今後の進め方について

- ・委員長代理より、12/5 の第 15 回委員会で提言を確定するというスケジュールを延期し、提言素案について各部会で十分に意見を交換する必要があるのではないかと提案があり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。
- ・河川管理者より、府県が河川管理者として意見を述べる機会を設定して頂きたいとの要請があり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、「治水理念の転換(破堤による壊滅的な被害の回避を優先)が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい」「高水敷に関する記述が非常に断定的であるため、河川の利用者から反発を招きかねない。ぜひ、修正を」等の発言があった。

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。